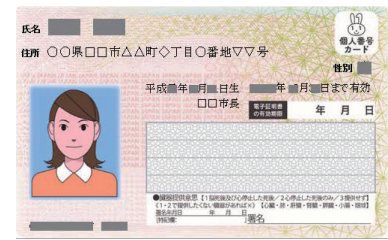


## 引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、行政サービスや国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。本人または同じ世帯の人なら手続きができます。届出は14日以内に行ってください。

転居届や転入届の際は、住民の皆さんに送付している通知カードまたは身分証明書となるマイナンバーカードの住所変更も必要です。

### ▼マイナンバーカード



### ▼通知カード



#### 持参物

- 通知カードまたはマイナンバーカード ● 認め印
- 本人確認書類（運転免許証など）
- 国民健康保険証や医療受給者証など（お持ちの方）

問 市民課市民係 ☎ 63-1112

幡多広域消費生活センター便り

## 「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入に

ホームページ等の広告を見て、健康食品等を低価格で購入できると思って申し込んだが、実際には数カ月間の定期購入が条件となっていたという相談が寄せられています。定期購入の契約条件によっては途中で解約ができなかったり、解約しようと事業者に連絡しても、電話が繋がらなかったりする場合も多くあります。

#### 相談例

スマートフォンで健康サプリメントが約500円で購入できるという広告を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって、再び同じ商品が届き、6,000円以上の請求書が入っていた。事業者に電話したところ、4回購入が条件の定期購入だと言われた。画面の下の方にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は気付かなかった。（60歳代 男性）

#### ひとこと助言

商品を注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品はできるのかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。

（国民生活センター 見守り新鮮情報 第302号より）

#### 幡多広域消費生活センター

消費生活相談員が、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いします。相談内容によっては他機関を紹介させていただく場合があります。**相談は無料、秘密厳守**です。高齢者など、交通手段のない方は訪問相談サービスをご利用いただけます。

**所在地** 〒787-0012 四万十市右山五月町8番32号 四万十市立働く婦人の家1階

**相談受付** 9時～12時、13時～17時（祝日および年末年始を除く月～金）

**電話** 0880-34-6301

**FAX** 0880-34-6295

問 幡多広域消費生活センター ☎ 0880-34-6301